

大和市告示第211号

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年12月26日

大和市長 大 木 哲

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱等の一部を改正する要綱

(大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成21年大和市告示第87号)の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項」に改め、同条第4号中「訓練延長給付」の次に「、同法附則第11条の2に規定する教育訓練支援給付金」を加える。

第4条第1項中「の対象となる」を削り、同条第2項中「原則として」を削る。

第9条第2項中「大和市高等職業訓練促進給付金受給者資格変更届」を「大和市高等職業訓練促進給付金申請事項変更届」に改める。

第12条第1項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附則第2項中「における第4条第1項」の次に「及び」を加える。

別表第4号様式の項中「大和市高等職業訓練促進給付金受給者資格変更届」を「大和市高等職業訓練促進給付金申請事項変更届」に改める。

(大和市高等技能訓練促進費事業実施要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第2条 大和市高等技能訓練促進費事業実施要綱の一部を改正する要綱(平成26年大和市告示第91号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後の大和市高等技能訓練促進費事業実施要綱」を「改正後の大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。